

総務文教委員会会議録

平成25年6月13日

11時00分

開会

12時09分

閉会

網走市議会

午前11時00分 開会

○平賀委員長

それではお揃いですので、ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、議案5件、請願3件、所管事務調査の実施についての合計9件を審査いたします。

委員会の進行ですが、説明する理事者の数が多いため、入れかえをしながら進めます。

まず初めに、議案第4号、第5号、第7号、第8号の4件について説明を受けます。

その後、理事者を入れかえて議案第1号と、当委員会に付託されております請願の審査を行います。

また、それ以外の案件として、今定例会の付託事件ではありませんが、所管事務調査についてを予定しております。

それでは最初に、議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

○脇本税務課長

それでは、議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例の概要につきまして、御説明申し上げます。

議案資料20ページから30ページの資料4号、網走市税条例の一部改正概要をごらんいただきたいと存じます。

初めに改正の趣旨でございますが、地方税法の改正に伴い、関係部分について所要の改正、条項の整理を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、1点目は、復興特別所得税の課税に伴い、個人住民税に係るふるさと寄附金控除の内容を変更しようとするものでございます。

2点目は、独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業等が完了したことから、仮換地等に係る使用者等納税義務者とする特例措置を廃止しようとするものでございます。

3点目は、国税の見直しにあわせまして、延滞金等の利率を引き下げようとするものでございます。

4点目は、国税の見直しにあわせまして、認定こども園に係る公益法人等から公益法人等への財産の譲渡に係る非課税の特例を改めようとするも

のでございます。

5点目は、住宅借入金等特別控除の適用期限を平成29年12月31日まで4年間延長し、控除限度額を拡充しようとするものでございます。

6点目は、都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫にかかる固定資産税の課税表示の特例の割合を定めようとするものでございます。

7点目は、優良宅地に係る譲渡所得の特例との重畳摘要が禁止されていた事業の他方の特例措置が廃止されましたので、重畳禁止対象事業から除外しようとするものでございます。

8点目は、東日本大震災により滅失した居住用財産の譲渡期限について所有者が死亡した場合には、相続人を対象にしようとするものでございます。

9点目は、東日本大震災により滅失した住宅と新規に取得した住宅の双方に、住宅借入金等特別控除を重畳できる特例を4年間延長し、控除限度額を控除限度額を拡充しようとするものでございます。

10点目は、地方税法の一部改正による条項の整理でございます。

本条例の施行期日は公布の日から施行し、平成25年4月1日より適用いたします。

ただし、第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに、附則第3条第1項及び第2項の規定は、平成26年1月1日から附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定は、平成27年1月1日から施行するものとなります。

以上で、網走市税条例の一部を改正する条例制定の概要につきまして御説明を終わります。

引き続きまして、議案第5号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要につきまして御説明申し上げます。

議案資料31ページから34ページの資料5号網走市都市計画税条例の一部改正概要をごらんいただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法の改正に伴い、関係部分について所要の改正、条項の整理を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、1点目は都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫に係る都市計

画税の課税標準の特例の割合を定めようとするものでございます。

2点目は、地方税法の一部改正による条項の整理であります。

本条例の施行期日は、公布の日から施行し、平成25年4月1日より適用するものでございます。

以上で網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定の概要につきまして御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平賀委員長

それでは質疑に移ります。

網走市税条例の一部を改正する条例制定について質疑に移ります。

○飯田委員

改正事項をつぶさに見たんですけど特別ですね、震災関係の改正はあるということで私は基本的には、このままのものでいいということ。

○平賀委員長

そのほか、委員の皆さんいかがですか。

それでは、議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定については、全会一致をもって可決すべきものと決定してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それではそのように決定をいたしました。

次に、議案第5号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について質疑を求めます。

○飯田議員

これは改正事項で、課長の言った備蓄倉庫に係る都市計画税の中で、市税条例の中でも、6の附則第15条で、備蓄倉庫に係る固定資産税の割合ということですので、そういう観点から基本的には、賛成ということ。

○平賀委員長

それでは、議案第5号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それではそのように確認させていただきました。

次に議案第7号財産の取得について、説明を求めます。

○川田企画総務部長

それでは議案第7号財産の取得について御説明を申し上げます。

議案資料39ページの資料7号をごらんいただきたいと存じます。

今回取得する財産につきましては、当市の情報系システムの更新に伴う関連機器一式でございます。

現在使用している情報系システムは、平成12年に構築したものでありますが、処理能力や容量に不足が生じており、またセキュリティ対策においても不安がありますことから、新たなグループウェアシステム等を取得し、安定運用を図ろうとするものであります。

更新するシステムはメール管理や会議室予約などを行うグループウェアシステムのほか、公文書の管理システム及び、財政計画作成などに必要な財政システムでございます。

取得する金額は3,641万4,000円、取得の相手方は北海道市町村備荒資金組合でございます。

なお、機器購入及び検査に係る事務については、網走市に委任されるものでございます。

以上でございます。

○平賀委員長

それでは質疑に移ります。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

議案第7号財産の取得については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それではそのように決定いたします。

次に、議案第8号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明を求めます。

○秋葉財政課長

議案第8号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

議案及び議案資料の40ページ、資料8号をごらんください。

まず目的でございますが、辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、総合整備計画を策定するものでございます。

次に、総合整備計画の概要でございますが、計

画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間でございます。

事業の内容でございますが、一つ目は、白鳥台小学校及び第4中学校に通学する児童生徒の通学手段であります、スクールバスを更新しようとするものでございます。

スクールバスの運行経路から対象となる辺地名が丸実、音根内、浦士別となるもので、事業費は850万円でございます。

二つ目は、飲用水供給施設を整備しようとするもので、対象となる辺地名は、嘉多山で事業費は2,300万円でございます。

これらの事業は平成25年度当初予算に計上したものでございまして、本年度中に事業を完了する予定でございます。

本計画は、北海道知事との協議が整っておりますので、今回御審議の上、議決をいただきました後に、総務大臣に提出することになります。

このことにより、財政上有利な辺地債の発行が可能となりまして、元利償還金の80%が地方交付税に算入されることとなります。

説明は以上でございます。

○平賀委員長

それでは質疑に移ります。ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは、議案第8号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それではそのようにさせていただきます。
その他委員の皆さんから何かありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

理事者のほうからは。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは理事者入れ替えのため休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

○平賀委員長

それでは再開いたします。
次に、議案第1号平成25年度網走市一般会計補

正予算中、当委員会所管分について審査を行います。

最初に、教育費、小学校費、小学校学校管理費、及び教育費、中学校費、中学校学校管理費について説明を求めます。

○鈴木管理課長

それでは、平成25年度網走市一般会計補正予算のうち、小学校学校管理費、潮見小学校暖房設備改修事業について御説明を申し上げます。

議案資料の3ページをごらん願います。

今回の補正につきましては、国の経済対策に伴い創設されました地域の元気臨時交付金を活用して、潮見小学校の暖房設備の改修を行おうとするもので、事業費3,100万7,000円を追加補正しようとするものでございます。

設備改修の内容について御説明を申し上げます。

潮見小学校につきましては、昭和55年4月の開校時から現在の電気暖房設備を使っており、各階に設備されております、制御盤の受信基盤の経年劣化が進み、かつ製造も終了しており、代替品もない状況にあります。

また、各教室の電気パネルヒーターも、不具合が頻繁に発生する状況にございます。

このことから、暖房制御盤の改修及び電気パネルヒーターを交換しようとするものであります。

事業費につきましては、工事請負費として3,100万7,000円、財源につきましては、交付金と一般財源で議案資料3ページの2の①に記載のとおりでございます。

次に、平成25年度網走市一般会計補正予算のうち、中学校学校管理費、第一中学校暖房設備改修事業について御説明を申し上げます。

議案資料の4ページをごらん願います。

こちらも先ほどの小学校と同様に、地域の元気臨時交付金を活用しまして、第一中学校の暖房設備の改修を行おうとするもので、事業費2,751万円を追加補正しようとするものでございます。

設備改修の内容について御説明申し上げます。

第一中学校は現校舎建築時の平成3年9月からFF式の石油暖房機による暖房方式をとっておりますが、このFF式石油暖房機の集中制御機器の不具合が頻発しておりますことから、これを更新するとともに、暖房機も更新しようとするものでございます。

事業費につきましては、工事請負費として

2,751万円、財源につきましては、交付金と一般財源で議案資料4ページの2の①に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○平賀委員長

次に、社会教育費、あばしり学・まち再発見事業について説明を求めます。

○菊地社会教育部次長

それでは議案資料5ページをごらんください。

平成25年度一般会計社会教育振興費、あばしり学まち再発見事業の補正予算について御説明申し上げます。

補正の理由及び内容についてですが、現在社会教育課が実施しております、網走学講座では受講生グループがアイデアを持ち寄りまして、網走かるたの作成に取り組もうとしております。

網走かるたを普及させることで、市民に網走の歴史、文化、産業の今を伝え、再発見してもらおうとする狙いであり、広くまちづくりに貢献するものと考えられますことから、このたび文部科学省が公募して実施します、公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラムを活用し、市民グループのまちづくりの学習活動を支援しようとするものでございます。

経費の使途は、地域学全般や各種事例について専門家の講義を受けるための講師招聘に係る経費20万円、かるた作成に係る経費72万円と、合計101万5,000円を追加補正しようとするものでございます。

補正額につきましては、歳出予算は、オホーツク・文化交流センター活動振興事業、あばしり学・まち再発見事業として、101万5,000円でございます。

歳入は全額国庫委託金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○平賀委員長

次に、保健体育費、市民健康プール等整備事業について説明を求めます。

○岩本スポーツ課長

平成25年度一般会計スポーツ施設整備費、市民健康プール等整備事業の補正予算について御説明申し上げます。

議案資料の6ページから8ページをごらんください。

補正の理由及び内容でございますが、現在の市

民プールは昭和58年建設で30年ほど経過した施設であり、老朽化が進んでおります。

さらに、建物の構造上、冬季間使用できないことと、総合体育館と併用しておりますボイラーの容量が足りないことから、4月から11月までの8カ月間の開設となっており、通年の開設が望まれているところであります。

このような状況から、地域の元気臨時交付金を活用し、新たに通年利用型のプールを整備するため、この建設にかかわる基本設計委託料1,260万円を補正するものです。

財源は全額一般財源でございます。

整備するプールのイメージですが、7ページに記載のとおり25メートルの競泳プール7コースのほか、健康増進プール、小プール、ジャグジー、多目的ルームとしております。

また建設の位置につきましては、8ページをご覧願いたいと思います。

運動公園内にあるテニスコートの場所に建設することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○平賀委員長

それでは質疑に移りますが、最初に潮見小学校暖房施設整備改修事業及び第一中学校暖房設備改修事業について一括して質疑を行います。

○飯田委員

元気臨時交付金を使って多額の6,000万円ということですので、これは当然だと思うのですが、従来の景気対策で補正予算出てきまして、かなりの額が、麻生内閣以来ですね、ついたんです。

潮見小が33年、一中は21年という経過の中で、おそらく故障しがちな箇所というのですか、機能が違うのですが、やはりあの、今年の方針でも、それから私どもは代表質問なりで、学校の施設整備の計画ということで、求めております。

潮見小と一中はこれで一応暖房の事は解決したのですが、ほかの学校もこれに近い状況があると思います。

そういうような認識を含めて今後その計画の中で、優先度ということがあるのですが、出来るなら、景気対策の前の補正予算のときに、それらある程度優先した中でやってほしいという希望もあったのですが、今回こういう形でついたので、今後、潮見小なり一中なりの暖房を含めての早急に整備しなければならないという学校も

あると思いますが、その辺の認識と今後の計画をちょっと聞かせてください。

○鈴木管理課長

今回につきましては潮見小学校と、第一中学校の暖房設備の改修ということでございますが、その他学校施設も含めまして、平成25年度今年度予算で設備を含めた、学校本体も含めた調査整備を予定しておりますので、その中で、機械設備、このような暖房の設備につきましても、チェックしていく、ことで考えておりますので、それに応じて整備を続けていきたいというふうに考えております。

○飯田委員

そういう意味からその中で、従来にない現場の意見が反映されると思います。

現場では、毎年かなり要求しても、なかなかつかないの、仕方ないというようなこともありますけども、やはり現場の声もしっかりと酌み上げた中で、今後の計画に活かしてもらいたいと思います。

以上です。

○平賀委員長

そのほか。

○高橋委員

小学校では電気暖房、パネルを以前使用していたと、それから中学校につきましては、石油暖房ですか、この中の電気暖房を選択したという理由というのはあるでしょうか。

○鈴木管理課長

暖房方式なのですが電気暖房設備とそれから灯油暖房がございますが、潮見小学校、西小学校、網走小学校につきましては、これは建築当初より、電気暖房を採用しておりますので、その他の学校施設につきましては、灯油暖房をとっております。

当時コスト面だとかさうとう考えてのことだとは思いますが、当時なぜ潮見小学校、西小学校、網走小学校で電気暖房設備を導入したかどうかということの経緯については、把握はしておりません。

○高橋委員

それでしたら、私火災ですとか、そういった心配で電気暖房を選択したのかなと思ったものから、質問してみました。

ありがとうございます。終わります。

○平賀委員長

ほかございませんか。

○近藤委員

一点だけなのですが、今回、地方の元氣臨時交付金を充てるということで、これは政府の政策意図としては、地方にお金を回していこうという、公共事業を地方に流していこうという政策的意図のもとで書かれていることなのですが、当然地域にお金を回していくという意識のもとでの事業発注というのが必要なのかなというふうに私自身思っているのですが、そのあたりの意識というのは原課としてはどういうふうに思っているのでしょうか。

○鈴木管理課長

発注時には発注部門に対しまして、そのようなことで、できれば地元発注ということに進めたいというふうに考えております。

○平賀委員長

ほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは次、あばしり学・まち再発見事業について質疑に移ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは次に、市民健康プール等整備事業について質疑に移ります。

○飯田委員

たまたま今回、臨時交付金を使ってできるということで、長年の懸案ということで、過去の議会等での通年化ということの要望が、ようやく実現したということなのですが、交付金を活用する事業スケジュールでいいますと、基本設計があつて、9月から実施設計、平成26年度工事と、非常に期間が短い。

基本設計の部分ですから、当然骨格部分を使って、恐らく設計する方は、これから設計を頼むのですが、1,260万円というのは今回計上されている経費なのですが、設計する予算を計上したほうが、ある程度の平米を想定して、その中に競泳用プール、それから健康増進的なものを含んだものを想定してあげたと。

1,260万円の基本設計して、13億3,000万円の総体的な予算ということで、従来のプールだけだったら、それがフル、通年になったということなの

ですけども。

健康増進、これもプールのイメージには、健康増進だとかジャグジーだとか、こういうものを使って、ソフト事業を展開することを考えるのが普通だと思うのですけども、その辺のソフト事業を展開するような骨格というものはある程度できた上で、今回の基本設計の補正予算をだしたと思うのですけども、この辺は、ソフト事業の骨格というものは、どういうものを考えられているのかなと。

○林健康管理課長

現在、プール建設に関しますイメージとしまして、競泳用プールと運動歩行などで利用できる健康増進プールを別に設置することで考えているところでありまして、健康増進にかかわるソフト事業に関しましては、プールの形状、水温管理などを含めまして、これから基本設計を進めると同時に、先進地の事例などを調査研究しながら進めたいと思っております。

調査している中では、水の抵抗、浮力、水圧、水温を利用した、エアロビクスとは違った効果を期待できるアクアエクササイズや、水の抵抗を感じながら体を動かす教室等がございます。

これらを参考にしながら、網走市の実情に合ったソフト事業の展開を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○飯田委員

今も、健康管理課から答弁あったのですけれども、初めの説明はスポーツ課でプールということの説明して、健康増進のソフト事業展開ということでは、健康管理課、要するに窓口は二つあるという理解でよろしいですか。

○大澤副市長

今回のプールは既存のプールの通年化ということと、それから市民の健康づくりのために役立つ機能も持たせようということで、これからソフトの部分もいろいろと検討していく部分もあろうかと思っておりますけれども、予算づけは今お示しているとおおり、スポーツ課のほうでつけておりますので、窓口的なところは、全体的なことでは、やはりスポーツ課という形になろうかと思っております。

ただ、この事業選択に当たってはですね、部長会議の中で諮り、その後、担当課、市民部それから教育委員会、等々とで何回も協議して進めてお

ります。

健康づくりの部分はどういったような機能だとか、ソフトの内容にしていくかというのは、これから市民部を中心にその部分については市民部中心にさらに検討進めてまいりますけれども、窓口的なことでいえば、スポーツ課でいいかと思いません。

○飯田委員

どうしても健康増進となると健康増進施設、前から議論にありました。

健康増進施設の計画というのは、健康づくりプランを作ったというか、Ⅰ、Ⅱと作ったときに、健康増進施設に関してのいろいろ答申というか、さまざまな関係団体の意見を聞いたということも聞いておりますし、それでいけばやはり市民プールに健康増進が入るとなると、市民の期待というのはやはり、健康増進でのソフト事業の展開ということに関して、かなり関心が持たれていると思うのです。

それであるならば、そこでの事業展開というのはやはりかなりしっかりしたものを持っていかないと、私はなかなか市民の理解は得られないのではないかなと思います。

さらにスケジュールを見ますと基本設計が6月から9月だと。

この中で、基本設計というか、端的に言ったら基本構想ですね。

基本構想的な基本設計をやって、実際は9月から実施設計になるのですけれども、実施設計というのは、基本設計なり基本構想の段階で、肉づけしていかなければだめだと思います。

やはりその間に急がれるのは、青写真を見せて関係団体にやっぱり要望なり意見を聞くと、それで、直接的には水泳協会だとかですね、そういう関係団体にはある程度話が行っていると思うのですけど、本格的に基本構想、イコール基本設計の中でどの程度の水泳協会を初めとして、関係団体の意見を聞く予定でいるのか。

その辺をまずお聞かせ願いたい。

○岩本スポーツ課長

網走水泳協会等と協議をして、意見をお聞かせ願って、その内容を検討してまいりたいと思っております。

○飯田委員

水泳協会が主に市民プールを今まで使っている

のですけども、その他市民プールを利用している団体とか、個人的なもの、特に市民の意見というものは、非常に期間が短いですから、特定団体だけでなく、幅広い意見を私は求めていったほうが、肉づけができると思うのです。

さまざまな、これからあると思うのですけども、時期はもう6月ですから、7、8と、2カ月ちょっとしかないと思うので、その間にどのような、今回の議決を経て急いでやっていくのですけども、市民の各地域に、その辺のことを地域懇談会だとかそんなことも含めて考えているのか、ある程度の特定団体だとか、プールの関係者だとか、それから利用者だとか、そういうことのみが、ちょっと基本的なものってのは、その辺、今御答弁あった水泳協会だけでない要望を聞くということも考えてられるのですか。

○岩本スポーツ課長

期間が短いということがありまして、水泳協会というふうに考えておりましたが、今委員が言われたようなことも把握をして、なるべく広い形で意見を聞けるような形で、今後検討していきたいと思っております。

○飯田委員

そういう方向でやってもらいたいという事で。

もう1点なのですけども、維持管理にかかわる諸問題が出てきます。

現在は指定管理者制度をとっております。

3年間、平成23から25年度、今年で指定管理者の期限ですね。

ちょうど27年度から、オープンするとなると、26年度は単独だけになっちゃいますね。

26、27、28年度と、私、事業展開が違うと思うのです。

なぜ、こういうこと言うかという、今の指定管理はプールだけです。通年でないですから、例えば、今の指定管理受ける業者はその冬の期間、人数をどこかの事業に回したりしています。

今度通年になりますと、通年雇用になると思うのです。

何で大変かという、このぐらいの規模のプールとなると、かなり専門的な維持管理の能力がなければだめだと思うのです。

そうなりますと、指定管理者でやっていくとその指定管理者の能力を、高めるというのですか、そういうようなことも必要になってくると思うの

です。

従来の指定管理者制度でいくのか、それとも直営的なものも考えているのか、その辺の維持管理体制はどのように考えていますか。

○岩本スポーツ課長

現在、スポーツトレーニングフィールド、オホーツクドーム、スキー場、スケート場、そして市民プールの五つの施設を一括して指定管理にお願いしております。

今後、プールが通年化することにより、プールは切り離して考える必要があるかどうかということは今後検討してまいりたいと思っております。

○飯田委員

今、全体の中でのプールの管理ということなのですけども、やはり指定管理者制度をとるなら、こういう通年になるとこれぐらい大変なんだよと。

例えば水泳の指導者にしても、いろいろな技術者にしても、かなり指定管理者側では相当なノウハウを持ったものでないと私はなかなか受けることができないと思います。

公募しても、すぐさまいろいろ業者が出てくるわけではないと思うのです。

だから、指定管理者でいくとしたら、その辺をある程度、従来受ける指定管理者がそのような能力を持っていくような方向に仕向けていくのか、それとも新たに公募する場合にはそれをキャラにして、こういうような能力があればいいですよというようなものを示していくのか。

その辺も含めて、私は検討して、もらいたいと思うのです。

期間的に1年半、実際平成26年度中に、指定管理者なり、どうするかというのを決めなきゃならないですから、事実上は1年ちょっとぐらいしかないと思うのです。その辺の考えはいかがですか。

○岩本スポーツ課長

今、同じような規模になるだろうという、先進市の道内のプールの指定管理の指定先ですね、そういうものも資料を取り寄せて、参考までなのですけども、検討してその辺のところを今後詰めてまいりたいと思っております。

○飯田委員

最後なのですけども、ランニングコストの問題であります。

これだけでかかりますと、ランニングコストがかかるということは、誰が見てもわかると思

ます。

実際、規模によって違うんですけど、ある程度の人口規模なり、大きさからいうと紋別なり稚内ということなのですけども、稚内では1億2,000万円とかって言われてますけども、紋別では9,000万円って言われてますけども。

どの程度の維持管理、ランニングコストをまず見られてますか。

○岩本スポーツ課長

基本設計ができて、建物の構造、それからボイラーの容量等、さまざまな内容を把握して、積算してまいりたいと思っております。

○飯田委員

今日は本当に総括的な質疑しかできないと思うのですけども、今まで質疑した中で、基本設計、基本構想から、実施設計までの期間が短いので、本当に利用者なり関係団体の意見をよく聞いて、懇談し、そしてましてや後は、指定管理者を受ける要素なりそういうものをしっかりと定めるのと、ランニングコストもあまり負担のないような方法というのがあると思います。その辺も含めて考えてもらいたいと思います。

この委員会には、そういうような、実施設計の前の段階だとかになりましたら是非報告してもらいたいと思います。

委員長、その辺重ねてお願いしたいと思えます。

○平賀委員長

その他、質疑ありませんか。

○近藤委員

市民プールの建てかえということで、市民要望も今まで非常に多かった案件に、積極的に取り組んでいこうという意味は大いに評価をしたいというふうに思います。

プールそのものについては、これから基本設計がなされる中でいろいろ具体的な話が出てくるのかなと思うので、そこで議論をしたいと思うのですけども。

8ページの資料の部分で、プールの建設位置が今の場所と変わって、既存のプールを撤去した後のところですね。

駐車場の拡張と既存のトレーニングルームの拡張というふうに書かれているところは、ここは具体的にどういう考え方を持たれているのかというのがあれば、少しお聞かせ願いたいんですけども。

○岩本スポーツ課長

まず、トレーニング室であります、分室という形で体育館から離れたところで、100平米ぐらいのものがあります。

管理等々で利用者に対しても不便をかけておりますので、ちょうど今トレーニング室が、今のプールと隣接しておりますので、旧プールがなくなるとその土地が空きますので、同じ平米数のものを建て増しをして、利用の便を図りたいということが一点。

さらに、駐車場の増ということですけども、陸上競技場、それから野球場、総合体育館、最近ではパークゴルフが随分盛んになりまして、土曜、日曜、利用者が多い時には、駐車場があふれる状態になっております。

プールの今の敷地の分がさきほど言った100平米以外の分を、駐車場を増設することによって、それを緩和したいというふうに考えております。

以上であります。

○近藤委員

スポーツ合宿の誘致と、それから市民の健康増進という視点からも、トレーニングルームを拡張して充実させていくというのは非常に重要だと思いますので、しっかりやっていっていただきたいと思えます。

○平賀委員長

ほか、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは、議案第1号平成25年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分について、全会一致をもって、原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それではそのように決定させていただきました。

次に、請願3件の審査に移ります。

最初に、請願第27号地方財政の充実強化を求める意見書提出についての請願について、審査をいたします。

○井戸副委員長

この件については、過去に採択した経過もございますけれども、中身を精査した結果、若干追加されてる部分がありまして、私ども拓進会としては、この中に含まれている地方公務員給与削減により、減額した給与関係経費等に係る財源につい

ては完全に復元することというふうにここでうたわれておりますけれども、今の経済情勢厳しい中、この復元するということは、タイミングとしてはまだ後になってくるのではないかという部分も含めて、この件に関しては、拓進会としては継続というかたちをとらせていただきたいと思います。

○平賀委員長

ほか、いかがですか。

○飯田委員

基本的には賛成という立場です。

今、井戸委員からあったのですが、実は元気臨時交付金は公務員の、国家公務員なり、給与削減した形の中で新しい事業ということで、それこそ給与削減額に見合った事業をということで、さまざまな事業が減災、防災なりですね。

特に、なぜ一方でそれを求めるかという、本来、地方の財政計画というのは、本当に交付税を地方は財源少ないので、交付税を地方に補正するというので、地方財政計画がなるのですよ。

ところがずっと見ますと今年の地方財政計画を見ると、そういうことではないのです。

要するに、国家公務員も地方公務員も給与削減すると、地域経済が疲弊することが目に見えているんです。

前も言ったとおり、削減して、そのお金を回すというのは、自分の足を止めながら、やっけていって、最後はなくなってしまうという事なので、地方経済にとっても疲弊する観点から、国の責任で地方財政計画の中で戻しなさいと言っているの、私は入っても決して問題ではないし、特に地方経済をこれ以上疲弊させないためには、削減しないと求めたいと思います。

○高橋委員

私もこれは以前、承認した経緯があります。

先ほど言われた様に、地方公務員の給与を引き下げたままじゃないかという事に関しましては、まだラスパイレス指数を試算した結果、若干まだ高いのだという報告も頂いております。

したがいまして、継続とさせていただきますと思います。

○近藤委員

文章読ませていただいて、結論から言うと私どもの会派としては継続が望ましいのかなと思ってます。

その理由としては、地方財政が地方交付税に

よって大きく賄われているという現実には確かにあるのではあるのですが、一方でその国の借金が1,000兆円を数えるところまで来ていて、かつてのように、国から地方に対して十分なお金を流していけるというような時代がこの先長く続かないという現実もあるわけでありまして。

そこを考えると、やはり地方の側からその交付税くれくれと言っているだけではなかなか物事進んでいかないのかなというふうに感じています。

むしろ大事なものは、地方の側からの内発的な発展を促していくことこそが重要であるだろうというふうに考えておきまして、この文案、願意としてはよくわかるのですが、一つの要件としては、国の財政状況に好転の兆し等が見られた場合には、これを通していいのかなというふうに思うのですが、現在の国の財政状況からすると、これは継続をしてしばらく経過を見たいというふうに考えております。

○飯田委員

今回この文面が入ったっていうのは、要するに地方6団体。全国市議会議長会だとか、全国市長会だとか、地方6団体が、自治体が自主的に決める公務員給与への国の介入は自治の根本に抵触すると。

そして、地方交付税は、地方固有の財源であると。国が政策誘導的に誘導することは許されないと。

そういうことからこういう文面が、私は入ったと思うので、継続ということに、意見多いのですが、今回はこれらを含めて私は議論をしてみたいと思います。

○平賀委員長

ほか意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは、この請願については意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

続いて、請願第28号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書提出についての請願について審査いたします。

○井戸副委員長

私ども拓進会といたしましては、この請願につ

いては若干の文言の整理を要求して採択という形をとりたいというふうに思います。

2番目にあります、「30人以下学級」という部分がございます。ここを具体的に、私どもは30人が適正だという考えではなく、これを「少人数学級」という形に文言を変えていただけるという条件で、採択をしたいなというふうに思います。

○平賀委員長

確認いたしますが、請願についてはそのまま採択をし、意見書の段階で修正ということでもよろしかったですね。

○井戸副委員長

よろしいです。

○平賀委員長

ほか、いかがでしょうか。

○飯田委員

基本的にはこのままで私はいいと思います。

特に今年教育予算の中では、いわゆる従来あった教職員の定数大幅に削減した中で、35人学級というのはかなり拡充されてきたのですが、その拡充が見送られたと。

本来30人学級というのが、長年の少人数学級の基礎だった。それが35人という形で、拡大してきたのですが、今回の国の教育予算ではそれが見送られた経緯があります。

そういう意味からも、私は30人以下学級というのをやって欲しいのですが。

あとは少人数学級に向けて、どの程度、委員長なりほかのところと表現が歩み寄れるか。その辺も含めて、私は通してもらいたいと思います。

○高橋委員

この意見書につきましては、採択の方向でいきたいと思いますが、一つ聞いてよろしいでしょうか。

高校授業料無償化となっておりますけれども、すべての高校の授業料無償化と決まったのでしょうか。

○平賀委員長

教育委員会のほうで答弁できますか。

○小田島学校教育部長

所得の関係の整理がまだついていなくて、昨年と同じ、全員がという形に決まってないというふうに、まだ協議の段階だというふうに理解しております。

○高橋委員

それから今の答弁の中でもう一つ、朝鮮人学校の高等部については、どうなのでしょう。

○小田島学校教育部長

これもいろいろな形の中で議論がされている段階だというふうに思っております。

○高橋委員

わかりました。そういうことでありましたら承認という方向性でいきたいと思います。

○近藤委員

私どもの会派は、若干中身を考えていただいて、採択をする方向で考えております。

その中身という部分は、記の2の2段落目の、「また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、」というふうに書かれているのですが、これは教育の機会を保障するという考え方なのか、機会を保障することによって、その本来生きていくために必要な基礎学力までを保障するという書き方なのか、どういう位置づけで書かれているのか、ちょっと判然としなかった、そこを伺ってみたいのですが。

○平賀委員長

紹介議員がおりますので、紹介議員にということでもよろしいですか。

それでは、紹介議員渡部議員お願いします。

ちょっと休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時57分 再開

○平賀委員長

渡部議員、説明から。

○渡部議員

紹介議員の渡部です。

近藤委員の今の御質問ですが、2のまたから。

この内容につきましては、子どもたちの機会を均等に与えるという意味でとらえていただきたいと思っております。

○近藤委員

はい、わかりました。

そこでちょっと私どもの会派で、これまでも代表質問等で子どもたちの基礎学力について、たびたび発言をさせていただいてきております。

その例えば中学校卒業する高校卒業する段階で、就職をするケースで、文章が書けない、計算ができないことによって、結局働く現場に適応していけないような現状が地方都市の多くで見られ始めているということもあって、基礎学力そのものの

最低水準を保障すべきだというふうな考え方を
持っています。

そういう点では機会の均等、機会の保障だけで
はなく、子どもたちが、その後生きていくための
最低限の学力を保障する、というような意味合い
の文言に変えていただければ、採択をし
たいというふうに考えております。

○平賀委員長

近藤委員に確認いたしますが、請願はそのまま
採択をし、文言修正の中で今おっしゃったような
ところを反映させていただきたいという意見とい
うことでよろしいですね。

○近藤委員

そうです。

○平賀委員長

ただいまそのような意見がございました。

請願の採択については皆さんの一致を得ていま
すが、意見書の段階での文言修正を求めていると
いうところでありますが、どのようにいたしま
しょうか。

まず、請願のほうは採択ということでもよろしい
ですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

請願は採択ということで確認をさせていただきます。

次に、意見書についてですが、1点目は少人数
以下の学級と、2点目については学力の最低保障
となっておりますが、休憩をして、文言整理をし
たいと思います。

休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後0時00分 再開

○平賀委員長

次は請願第29号道教委「新たな高校教育に関す
る指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた
高校づくりの実現を求める意見書提出についての
請願について審査いたします。

○井戸副委員長

私ども拓進会といたしましては、この請願につ
いては採択の方向でということで、地域や子ども
たちの実態に応じた高校づくり。これは十分な議
論がなされていない状態での進め方ということで、
ここは十分な議論をされてから、やはり必要なも
のは確保しておくという形をとっていただきたい

という意味で、採択という形をとらせていただき
ます。

○飯田委員

基本的には私はこのまま。

特に先日、公立高校の配置計画の案が出されま
して、平成28年度で小清水高校の募集停止ですと
か、清里高校の件も出ておりました。

この地域では女満別なり、常呂なり、小清水な
り、清里なりあるのですけども、本当に小さい地
域の高校は高校の維持のために、例えば常呂高校
なんかは常呂高校の陸上部の先生が、網走市から
生徒を呼んできまして、勧誘して、何とか定数に
間に合ったと。

それで常呂高校の維持が図られたというのが現
状に、本当にその先生なり、地域だけの努力じゃ
なく、少なくともある程度のやっぱり公立高校の
配置計画の中で地域性を十分考慮していくという
ことが、今こそ求められていると思うので、その
辺を考えてこの意見書には賛成です。

○平賀委員長

ほか、いかがですか。

○高橋委員

私もこれらには賛成したいと思います。

そして地域が寂しくなったり、それから
遠くに通学することで、親の負担がかかるという
こと、これは今までもよく、以前の討議の中から
も聞かれておりますし、そのようなことが、無く
なるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○平賀委員長

ほか、いかがですか。

○近藤委員

私どもの会派もこれは、採択をしたいというふ
うに考えております。

ちょっとこれも意見書の段階で、文言を少し整
理していただきたいというところがありまして、
1番、記の1になるのですけれども、道教委が策
定した、「新たな高校教育に関する指針は広大な
北海道の実情にそぐわず」、というところがある
のですけれども、ここはなかなかその今の道財政
も含めて、そういう非常に苦しい中で考え出され
た指針であるということもあってですが、余り一
方的にその実情に合っていないとか、地域の衰退に
つながるといふのを明確に言いきってしまうのは、
ちょっと難があるのかなという印象を持っていま

す。

そういうこともあるので、例えば「広大な北海道の実情にそぐわず」をとって、地域の衰退につながる可能性もあるとかそれぐらいの書き方にしたほうがいいのかなど。

この指針の意義というのは、その歴史的な判断、歴史が判断することなので、現段階で私たちが、価値判断をするというのは、ないというふうに思います。

○平賀委員長

今、そのような意見がございましたが、いかがですか。

それでは、この請願第29号についても請願そのものには皆さん賛成だということでありますので採択をさせていただいて、文言整理の段階で整理をしていくという形にしたいと思いますがいかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは、採択とさせていただきます。

それでは、休憩に入ります。

午後0時04分 休憩

午後0時05分 再開

○平賀委員長

開会いたします。

意見書の段階での文言整理につきましては、正副で協議の上、会期中にもう一度委員会を開いて、皆さんにお示しするという形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それではそのようにさせていただきます。

次に、所管事務調査の実施についてでございます。

局長より説明いたします。

○佐藤議会議務局長

所管事務調査の実施について、御説明いたします。

お手元にお配りしております、議件の最後のページをお開きください。

所管事務調査ということで、後期の委員会活動におきまして、閉会中であっても所管事務の調査を行うことができるという事務上の手続が必要となりますので、ただいま皆様にお配りしております議件の案に基づきまして、議長へ通知し、本会

議において閉会中継続調査の議決をいただくことという手続を進めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○平賀委員長

ただいま説明がございましたが、そのとおりでよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それではそのように確認をさせていただきました。

その他ですが、委員の皆さんにかありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

理事者の方からは。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは、この後その他といたしまして、本年度の行政視察の実施についてを協議いたしたいと思っておりますので、理事者の方は退席をいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後0時07分 再開

○平賀委員長

今年度の行政視察についての協議を行いたいというふうに思います。

まず最初に行政視察を今年度も実施するかどうかの決定をしなければなりません、今年度も実施するというところでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは、実施をするということで決定をいたします。

次に、実施する日程でありますけれども、例年、改選期の年は10月に実施をするという形になっておりましたが、今年も10月を目途にということでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

視察項目、視察先などについての協議ですけれども、何か委員の皆さんでお持ちの方いらっしゃいますか。

休憩します。

午後0時08分 休憩

午後0時09分 再開

○平賀委員長

それでは、視察項目、視察先等については、また後日委員会を開催して、そこで決定していくということにしたいというふうに思います。

ほか、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平賀委員長

なければこれで、総務文教委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後0時09分 閉会